

「子ども・子育て支援新制度」について

※ 現時点の国の資料を基に作成したものであり、今後修正があり得ます。(平成 26 年 2 月)

概要

(1) 子ども・子育て関連 3 法の主旨

わが国では、急速に少子高齢化が進んでおりますが、晩婚化や晩産化、未婚化の進行などに加え、子育ての経済的負担感など、様々な要因が影響していると言われております。

国はこれまで「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、様々な少子化対策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、待機児童問題や地域の子育て力の低下などから、抜本的な制度改革が求められていました。

そこで国は平成 24 年 8 月に公布した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、新たな制度「子ども・子育て新制度」(27 年 4 月 ~)により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、としています。

(2) 子ども・子育て関連 3 法

- 1 . 子ども・子育て支援法
- 2 . 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (新認定子ども園法)
- 3 . 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - 独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上
 - 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - 家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27% スウェーデン:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
(親の働く状況のちがいによる幼児期の学校教育や保育の提供体制のちがいを解消)

保育の量的拡大・確保

- 待機児童の解消
- 地域の保育を支援
(地方では子どもの減少による施設減少)

地域の子ども・子育て支援の充実

(子育て環境の変化、子育ての孤立感、負担感増加)

新制度における取組

新制度によるサービスは「給付」と「事業」で構成される。

子ども・子育て支援給付

○施設型給付

- 認定こども園

(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、
地方裁量型)

- 幼稚園

- 保育所

○地域型給付

- 小規模保育

- 家庭的保育

- 居宅訪問型保育

- 事業所内保育

○児童手当

地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

② 地域子育て支援拠点事業

③ 妊婦健診

④ 乳児家庭全戸訪問事業

⑤ 養育支援訪問事業

⑥ 子育て短期支援事業

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

⑧ 一時預かり事業

⑨ 延長保育事業

⑩ 病児・病後児保育事業

⑪ 放課後児童クラブ

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬ 多様な主体の参入促進事業

計画策定における基本的な考え方 (国が示した基本指針案)

- 5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての重要計画
- 計画の記載内容では、基本事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について市町村が定める区域ごとに5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載
- 任意事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載

計画策定について（平成26年9月までに県に提出予定）

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 教育・保育サービス必要量の算定（26年3月までに県に提出予定）
 - 施設型給付（認定こども園、保育所、幼稚園）
 - 地域型給付（小規模保育、家庭的保育など）
 - 地域子ども・子育て支援事業
（放課後児童クラブ、子育て支援センターなど）
- ③ 教育・保育サービス必要量の確保内容と提供体制に関する提案
- ④ 教育・保育の一体的提供に向けた提案
- ⑤ 市が実施する子ども・子育て支援施策に関する提案

給付制度について

① 施設型給付（認定こども園、保育所、幼稚園）

- 個々の児童について「保育の必要性」を認定（※1）し認定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を施設が法定代理受領
- 市町村が利用調整（※2）を取ったうえで、利用者と施設が直接契約する。私立の場合は利用者と市町村が契約。（保育料は市町村が徴収）
- 給付の対象となる施設は利用定員を定めた上で市町村が確認（※3）
- 私立幼稚園は給付を受けず、私学助成・就園奨励補助を受けることも可
- 国が給付単価の「公定価格」を決める。
（26年4～6月に骨格、仮単価を決定）
- 利用者負担額は現行水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担。

② 地域型給付（※4）

（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

- 保育の必要性の認定、給付等、基本的な仕組みは施設型と同じ

※1 保育の必要性の認定（支給認定）について

- 保護者からの申請に基づき市町村が認定証を交付。
- 認定区分の次の3区分

認定区分	満3歳	保育の必要
1号認定	以上	無し
2号認定	以上	有り
3号認定	未満	有り

- さらに保育の必要量に応じて長時間、短時間認定に区分する。
- 保育を必要とする事由、長時間 / 短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

※2 利用調整について

- 給付の対象となる保護者に対する利用調整を市町村が行う。
(施設等の情報提供、施設等のあっせん、施設等の利用申請の受付)

※3 確認制度について

- 市町村は事業者（法人）からの申請に基づき、施設、事業の利用定員を定め「確認」を行う。
- 利用定員は事業計画（需要と供給）に照らし、保育の必要性の認定区分（1号、2号、3号）ごとに設定
- 確認を受ける施設、事業は国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要

※4 地域型保育事業について

- ①小規模保育事業（定員：6人以上19人以下）
原則、満3歳未満（保育が必要）の子どもが対象
- ②家庭的保育事業（定員：5人以下）
原則、満3歳未満（保育が必要）の子どもが対象で保育者の居宅で保育を行う。
- ③居宅訪問型保育事業
原則、満3歳未満（保育が必要）の子どもが対象で利用者の居宅で保育を行う。
- ④事業所内保育事業
従業員の子どものほか、地域の保育が必要な子どもが対象。

地域子ども・子育て支援事業について

新規、拡充等

①利用者支援事業<<新設>>

利用者が新制度のサービスを適切に受けれるように相談出来る窓口の設置

②放課後児童クラブ<<拡充、制度改正>>

- 対象児童の拡大(小学4年生→小学6年生)
- 設備運営(従事者、員数、施設、設備、開所日数、時間)基準を国が定める基準に基づき、市町村が条例化する。